

伊賀市 国民健康保険

国民健康保険は、被保険者の皆さんが病気やケガをしたとき、安心して医療を受けることができる制度です。平成19年5月末で、市内で1万9563世帯、3万7219人が国民健康保険に加入しています。

8月は国民健康保険税の本算定の月です。8月中旬に世帯主（納税義務者）の方に保険税納税通知書を送付します。納期内納付にご協力ください。

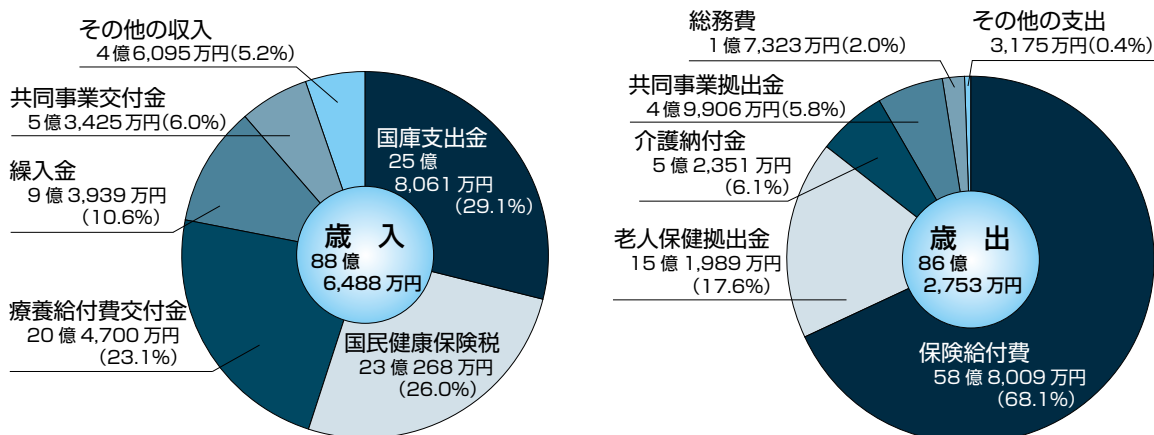


わが国では、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。職場の健康保険に加入している人などを除くすべての人が加入するのが、国民健康保険です。皆さんが納めていただく保険税と国などからの補助金を財源にして、医療費・出産育児一時金などの保険給付や簡易人間ドック・脳ドックなどの保健事業を行い、皆さんの健康を支えています。

近年、急速な高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などにより医療費は年々増加傾向にあり、平成17年度から保険税率を下げ運営してきましたが、本年度から税率の引き上げを行いました。

市では今以上に効率的な運営に努めてまいりますので、皆さんも健康に心がけ、医療費を有効に使われますよう、ご協力をお願いします。

平成18年度 決算見込み



本算定の納税通知書をお届けします

今回お届けする納税通知書の税額は、次頁の税率により計算しました本算定年税額から1期（4月・2期（5月）の仮算定税額を差し引いた額を、次の8期（回）に割り振っております。

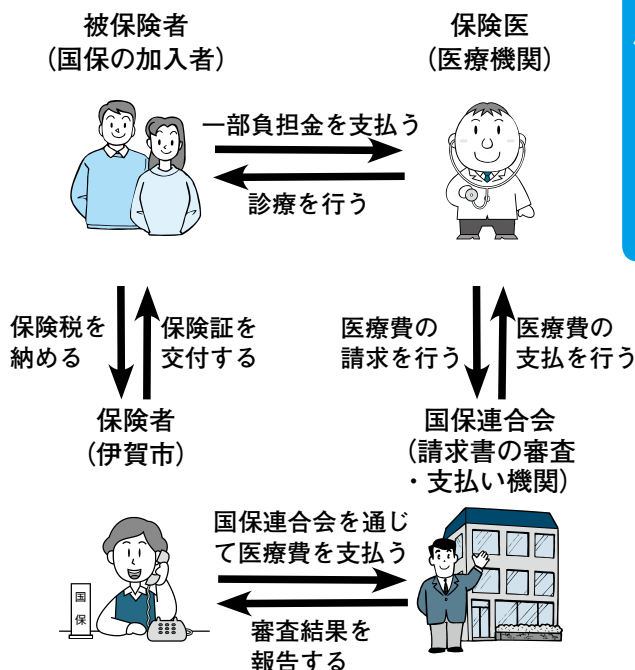
- 3期（8月）
- 4期（9月）
- 5期（10月）
- 6期（11月）
- 7期（12月）
- 8期（20年1月）
- 9期（20年2月）
- 10期（20年3月）

国保って、お互いに助け合う制度だったんだ。



この年税額の具体的な計算例は、次頁のとおりです。

国保のしくみ



保険税の納付は 便利な口座振替で

日ごろ忙しい人や、ついうっかり保険税を納め忘れがちな人のために、簡単に便利な口座振替をおすすめします。一度手続きをすると毎年継続され、手間がかからず便利です。

手続き

- ①伊賀市の口座振替取扱金融機関でお願いします。
- ②通帳・通帳の届印・保険税の納付書が必要です。
- ③金融機関にある口座振替依頼書、または納付書に添付している口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関窓口へ申し込んでください。

保険税は被保険者になった月から

保険税は、被保険者になった月から納めていただくこととなります。被保険者になった月とは、市で届出をしたときでなく、他市町村から転入された日、あるいは職場の健康保険を脱退された日など、市の国民健康保険に加入の資格が発生したときを指します。届出が遅れますと保険給付を受けられない場合があります。

保険税は国保資格の発生日までさかのぼって納めていただくこととなります。
※国民健康保険の届出は必ず14日以内に！

国民健康保険の 医療保険分と 介護保険分の 計算例

妻 (38歳)
専従者給与所得 45万円

娘 (16歳)
学生

父 (70歳)
年金所得 80万円
※特別控除 7万円
公的年金などの控除の見直しや
老年者控除廃止の影響を受ける
昭和15年1月1日以前に生まれた方

世帯主 (45歳)
営業所得 300万円
固定資産税 6万円

■医療保険分の算定方法

(限度額 53万円)

区分	課税方法	税率
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額 (33万円) を差し引いた額に対して	6.7/100
資産割	その年の固定資産税のうち土地家屋にかかる部分に対して	18/100
均等割	国保に加入している方1人に対して	25,000円
平等割	1世帯に対して	22,000円

■介護保険分の算定方法

(限度額 9万円)

区分	課税方法	税率
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額 (33万円) を差し引いた額に対して	1.5/100
資産割	その年の固定資産税のうち土地家屋にかかる部分に対して	3/100
均等割	国保に加入している方1人に対して	7,500円
平等割	1世帯に対して	4,500円

■医療保険分の税額の計算例

◎ 4人が国民健康保険に加入

	所得割	特別控除額	基礎控除額	
世帯主	3,000,000円 -	330,000円	=	2,670,000円
妻	450,000円 -	330,000円	=	120,000円
父	800,000円 -	70,000円 -	330,000円 =	400,000円
				計 3,190,000円
所得割額	3,190,000円 × 6.7/100	=		213,730円
資産割額	60,000円 × 18/100	=		10,800円
均等割額	25,000円 × 4人	=		100,000円
平等割額	22,000円 × 1世帯	=		22,000円
医療保険分年税額 (100円未満切捨て)				346,500円

■介護保険分の税額の計算例

◎ 1人が介護保険に加入 (40歳以上65歳未満)

	所得割	基礎控除額	
世帯主	3,000,000円 -	330,000円	= 2,670,000円
所得割額	2,670,000円 × 1.5/100	=	40,050円
資産割額	60,000円 × 3/100	=	1,800円
均等割額	7,500円 × 1人	=	7,500円
平等割額	4,500円 × 1世帯	=	4,500円
介護保険分年税額 (100円未満切捨て)			53,800円

※父は70歳のため介護保険料は年金からの天引きとなります。

※上記の加入世帯の国民健康保険税は、医療保険分と介護保険分の合計額
346,500円 + 53,800円 = 400,300円となります。

【問い合わせ】 本庁健康保険課 ☎ 22-9659